



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

慌てないで！ トイレ修理で思わぬ高額請求

トイレが詰まり、電話帳で見つけた業者に電話をして来てもらった。急いでいたので料金等は電話で確認しなかった。修理をしてもらったが、結局新しい便器に交換することになり、作業が終わった時点で「20万円」と言われた。すでに作業も終わっていたので仕方なく支払ったが、高額だと思う。

(70歳代 男性)

【ひとこと助言】

慌てて業者を呼んでしまいがちですが、複数社から見積もりを取って、作業内容や料金をよく確認しましょう。事前に出張や見積もりに掛かる料金の有無を確認することも大切です。現場の状況次第では、更に修理が必要な場合もあります。作業前に作業内容や料金等を確認し、納得できない場合はその場で契約しないようにしましょう。急を要するトラブルに備え、安心して依頼できる業者の情報を日ごろから集めておきましょう。水漏れの場合は、自宅の止水栓の位置と締め方を確認しておくといよいでしょう。

国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋



給付金の 詐欺 に注意！



新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルが増えてきています。ご自宅や職場等に役場や総務省等をかたった電話や郵便、メール等が届いた場合は、役場や最寄りの警察署（または警察相談専用電話【#9110】）にご連絡ください。

相 談 事 例

「インターネットサービスを一定額以上利用した人にお金を給付する」というメールが届いた政府の関係機関のようなところから「インターネットサービスを一定額以上利用した人に、5千万円を上限として給付する。全国から300名が選出された」というメールが届き、名前も載っていた。銀行口座を登録したところ、給付を代行するサイトの費用と手続き料として合計1万数千円が必要というメールが届いた。どうしたらよいか。

(2020年4月受付 契約当事者：80歳代 男性)

国民生活センターホームページ「給付金・助成金に関連した相談事例」より引用・抜粋

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

